

青森県規則第 号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。